

# 出産育児一時金 引き上げ

## 支給額の引上げ

現在38万円の支給額が、国の少子化対策として、10月1日から平成23年3月31日までの出産については、暫定的に42万円となります。

## 支給方法の変更

原則として、国保(山武市)から審査支払機関(千葉県国民健康保険団体連合会)を経由し医療機関等に出産育児一時金を直接支払う制度に改められます。

・直接支払に同意した場合  
国保から審査支払機関を経由して医療機関へ42万円を限度に支払われます。

なお、出産費用が42万円を超えた場合は、医療機関に超えた金額をご自身でお支払いいただき、42万円に満たない場合は、その差額を世帯主の請求により、指定口座に振り込みます。

・直接支払を望まない場合

医療機関に出産費用の全額をご自身でご負担いただきます。出産育児一時金については、出産後に世帯主の請求により、42万円を指定口座に振り込みます。

問 市民課国民健康保険係

☎(80)1143

# 電話予約で休日に 証明書が受け取れます

## 対象となる証明書

- ・住民票の写し(申請者は本人または同一世帯員)
- ・印鑑登録証明書(申請者は本人または代理人)

## 電話予約受付時間

月曜日から金曜日  
午前8時30分から午後5時15分(休日除く)

## 休日証明交付日時

土・日・祝日の午前8時30分から午後5時15分まで  
(12月29日から翌年1月3日を除く)

## 予約・問い合わせ先

市民課窓口サービス係

山武出張所 ☎(80)1141  
山武出張所 ☎(89)3600  
蓮沼出張所 ☎(86)3111  
松尾出張所 ☎0479(80)7117



# 年金を受けようとするときは請求の手続きを！

年金は受けられる資格があっても、本人からの請求がないと支給されません。年金の請求先は、下図のように加入していた年金によって異なります。また、請求に必要な書類は、加入していた年金制度や加入期間に応じて異なりますので、各請求先へお問合せください。

	最後に加入していた年金が国民年金の場合		最後に加入していた年金が厚生年金の場合		最後に加入していた年金が共済年金の場合			
加入していた年金制度	国民年金 第1号被保険者期間のみの方	国民年金 第3号被保険者期間を含む方	厚生年金	国民年金	国民年金	国民年金	国民年金	
請求する年金	老齢基礎年金		老齢厚生年金	老齢厚生年金 退職共済年金	老齢厚生年金 退職共済年金	退職共済年金	老齢厚生年金 退職共済年金	
請求先	山武市役所 市民課	住所地进行を管轄する社会保険事務所	住所地进行を管轄する社会保険事務所	共済組合と住所地进行を管轄する社会保険事務所	最後に勤務した会社を管轄する社会保険事務所	共済組合と最後に勤務した会社を管轄する社会保険事務所	共済組合と65歳到達時に住所地进行を管轄する社会保険事務所	共済組合と住所地进行を管轄する社会保険事務所
問合せ先	市民課 高齢者医療年金係 0475-80-1142	ねんきんダイヤル 0570-05-1165 千葉国民年金電話センター 043-203-5600	ねんきんダイヤル 0570-05-1165	各共済組合及びねんきんダイヤル 0570-05-1165	ねんきんダイヤル 0570-05-1165	各共済組合及びねんきんダイヤル 0570-05-1165	各共済組合及びねんきんダイヤル 0570-05-1165	各共済組合及びねんきんダイヤル 0570-05-1165

※ 国民年金第1号被保険者 : 自営業、農業、学生など国民年金保険料を納めている方  
 \* 第3号被保険者 : 厚生年金や共済組合に加入している方に扶養されている配偶者